

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

自動車産業育成による地域活性化プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

福岡県、宮若市

3 地域再生計画の区域

福岡県宮若市の全域

4 地域再生計画の目標

平成18年2月11日に若宮町、宮田町が合併して誕生した宮若市は、福岡県の北部中央、福岡、北九州両都市圏のほぼ中間に位置し、北は宗像市、福岡町、鞍手町、西は直方市、南は飯塚市と小竹町、東は篠栗町、久山町、古賀市と隣接している。

新市の面積は140.0km²、総人口は、平成12年の国勢調査では31,225人となっている。新市の西部から南部にかけては西山(645m)、犬鳴山(584m)、鉾立山(663m)、笠置山(425m)などの太宰府県立自然公園に指定されている三郡山系が連なり、その中に平地や小丘陵が広く分布した盆地となっています。また、新市の中央部を東へ貫流する遠賀川の支流犬鳴川と犬鳴川に流れこむ八木山川、山口川、黒丸川などの支流があり、それらの流域に農地や市街地が形成されている。

明治初期までは、同市域は犬鳴川及びその支流に開けた水田と周囲の山林を資源として生活する農村であったが、旧宮田町地域は、明治17年に石炭採掘が開始されて以来、明治、大正、昭和のほぼ1世紀にわたり大規模なエネルギー供給地として発展してきた。しかしながら、昭和30年代からはじまったエネルギー革命の影響を受けて、炭鉱が閉山し、石炭産業の時代も終わりを迎えた。その後は、自動車産業やIC産業等の企業立地の実現により、新たな基幹産業の時代へと入っている。一方、旧若宮町は、炭鉱開発なども行われず、農業を基幹産業とする純農村地域として現在に至っている。また、脇田温泉や産直販売を行うドリームホープ等を中心とした観光にも力を入れている。

また、旧若宮町は、福岡県教育委員会の公立高等学校適正化計画に基づき、平成17年3月、福岡県から譲渡された旧県立西鞍手高校跡地に若宮中学校を移転した。旧若宮町では、移転した旧若宮中学校跡地の有効利用を模索した結果、更

なる産業振興・地域振興を図るために、その一つの方法として当該校舎を自動車の部品製造を行う企業に無償貸与することとした。

これにより、宮若市への企業誘致を図り、雇用の増大と定住人口の拡大を図るとともに、北部九州自動車百万台生産時代に向け、当該施設内に企業が設ける研修施設を活用し、県、企業、宮若市が一体となって自動車産業の人材需要のための研修を行う。また、市の観光コースと連携し当該施設を自動車生産の工程の見学や体験を行えるようにし、産業観光ルートの開発を行う。

これらにより、当該地域の自動車産業の振興を図るとともに、その産業を活かした地域の活性化を目指すものである。

(目標1) 当該地域における新規雇用 120名

(目標2) 研修施設における技術習得者の受入 年間100名

(目標3) 交流人口の拡大 年間100名

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成17年3月に移転し使用されなくなった旧若宮中学校の校舎及び跡地を有効利用するため、当初の計画では、自動車関連部品工場として使用するとともに、校舎の一部に研修施設を設けることとしていた。しかし、校舎については、工場として使用できないことが判明したため、校舎全体を自動車産業の人材育成のための研修所として使用することとし、企業(総合人材サービス)テクノスマイル株式会社と新たに契約を行い、(自動車産業)三和工業株式会社とともに地域の失業者の支援、雇用の増大・定住人口の拡大を図る。さらに、施設を一部開放し、工場見学や体験を通じた産業観光ルートの確立を図る。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

【A0801】 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

[補助金の名称]

公立学校施設整備費

[現行の用途]

中学校

[補助金等交付財産を所管する府省庁]

文部科学省

[補助金等交付財産の活用方法及び用途]

若宮中学校校舎(体育館)等を一部改修し、テクノスマイル株式会社は研修所として使用し三和工業株式会社が工場として使用する。なお、使用にあつ

ては、宮若市とテクノスマイル株式会社及び三和工業株式会社とそれぞれに貸借契約（無償）を結ぶ。

[期間]

体育館については、平成17年度に改修工事を行い、校舎の一部とともに平成18年度から事業を開始している。

また、平成19年度には校舎全体の改修工事を行い、工事完了後事業を開始する。

[主体]

宮若市、テクノスマイル株式会社、三和工業株式会社、宮若市観光協会

[支援措置の適用要件]

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

旧若宮町立若宮中学校（平成17年4月1日廃校）の廃校校舎の転用の弾力化について、地域再生計画を申請するもの。

なお、廃校校舎等の利用にあたっては、関係法令の規定に反しないように実施する。

廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生推進基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあつては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）

宮若市は、石炭産業の衰退に伴い人口が流出するとともに、少子高齢化の影響で過疎化の進展が見られており、新たな定住対策、就労対策が重要な課題となっている。当該地域は自動車産業が盛んな地域であり、自動車関連企業が多く進出しているという状況にある。宮若市としてもこのような地域の特色を活かし、地域の活性化を図る必要があると考えている。

そこで、当初の計画では、旧若宮中学校の校舎及び跡地を自動車関連部品工場として使用するとともに、校舎の一部に研修施設を設けることとしていた。跡地については、平成18年度から、宮若市に生産拠点を置くべく適地を探していた広島県安芸北区に本社を置く三和工業株式会社に体育館を無償貸与し、工場として利用しているが、校舎については、改修工事の段階で、構造基準や耐震性等の問題から工場としての活用を断念せざるを得ない状況であることが判明したため、校舎全体を自動車産業の人材育成のための研修所として使用することとし、宮若市に研修拠点を置くべく適地を探してい

た福岡県に本社を置くテクノスマイル株式会社に校舎を無償貸与する。

なお、研修については、人材育成を行う民間企業に講師を依頼し、企業の求人人材ニーズに適応するような優秀な人材を育成し企業へ紹介していくこととし、宮若市民を対象として自動車関連会社への就職希望者に対し、1週間のコースを設け1回につき10名程度で、年10回の研修を開催する。ただし、平成19年度については改修工事を行うため1回とする。

また、宮若市・宮若市観光協会・企業が協力し、自動車関連工場の組立ラインを見学後、テクノスマイル株式会社と三和工業株式会社の研修所及び工場で自動車生産講義・ヘッドライニングの見学ができるようにする。その際、また、体験コースとして、ロット生産（テーブル上でレゴを使って時間内に何個作れるか）、流れ生産（模擬コンベアを使って流れ生産）を用意し、自動車関連産業に関する観光ルートを確立する。

これらにより、当該地域の自動車産業の振興を図るとともに、その産業を活かした雇用の増大と定住人口の拡大による地域の活性化を目指す。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

宮若市におけるトヨタ自動車九州の増産の発表や北部九州自動車100万台生産拠点推進構想(注)により企業等の進出が見られている。宮若市としてもこのような地域の特色を活かし、地域の活性化を図る必要があると考えている。しかしながら、他に市内で企業が進出可能な工場用地がないのが現状である。

一方で、旧若宮中学校の校舎は、中学校の移転に伴い使用されなくなっており、旧若宮町としてはその活用方法を検討してきた。校舎等を解体し更地にして工場等を誘致することを検討してみたが、多大な費用がかかるため町の財政状況を考えると困難であるという結論に達した。また、進出してくる企業にとっても新たな工場を建設するより既存の校舎等を改造し使えるものは使っていくという方法が投資効果的に最も効率的であると考えられる。

(注) 北部九州における日産自動車(株)、トヨタ自動車(株)、ダイハツ車体(株)等の自動車産業の集積を踏まえ、福岡県が経済界、関係自治体と協力して北部九州における自動車100万台という一大生産拠点の形成を推進しようとする構想。

同一地方公共団体における無償による転用であること又は地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

宮若市はテクノスマイル株式会社及び三和工業株式会社に移転して使用

されなくなった若宮中学校校舎等を無償貸与する。

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自動車産業育成による地域活性化」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

中高年求職者総合支援事業(福岡県事業)

専門のキャリアコンサルタントによる再就職相談から自動車関連企業等による企業内委託訓練等を活用した実践的職業教育、求人企業とのきめ細かいマッチングまで、中高年求職者のキャリアに応じた総合的な支援を行うことにより、厳しい雇用環境にある中高年齢者の就業促進を図る。

産業観光の推進(福岡県事業)

先端産業、環境技術、伝統産業など福岡県の産業集積を観光に活用するため、資源の情報収集を行い、その結果をふまえ、観光ルートを造成し、新たな観光資源としてインターネット等を活用して強力にPRしていく。

6 計画期間

平成17年度～22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、市職員及び有識者で構成する評価委員会で企業による工場の整備及び雇用人員数並びに研修生・観光客の数値等を定量的に調査し、当計画の成果について評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし